



平成 30 年 11 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 A C K グループ  
代表者名 代表取締役社長 野 崎 秀 則  
( J A S D A Q ・ コード番号 2 4 9 8 )  
問合せ先 取締役統括本部長 森 田 信 彦  
TEL 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 28 日付け「商号変更に関するお知らせ」において開示しましたとおり、平成 30 年 11 月 22 日開催の取締役会において、平成 30 年 12 月 21 日に開催予定の第 13 回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり定款の一部を変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

- ①当社グループ全体のブランド力をより一層向上させ、効果的な事業拡大、人材獲得・育成を推進するため、「株式会社ACKグループ」から新商号「株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス」に変更すべく、現行定款第 1 条（商号）を変更するものであります。
- ②監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 40 条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

### (2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は株式会社 A C K グループと称し、英文では A C K G Limited と表示する。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスと称し、英文では <u>Oriental Consultants Holdings Company Limited</u> と表示する。
第 2 条 } 第 39 条 } (条文の記載省略)	第 2 条 } 第 39 条 } (条文は現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 41 条 } 第 46 条 } (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 41 条 } 第 46 条 } (条文は現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(商号) 第 1 条の変更は、平成 30 年 12 月 25 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(商号)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は株式会社 A C K グループと称し、英文では ACKG Limited と表示する。</u></p> <p><u>なお、この経過措置は、第 1 条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

(3) 日程

- 定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 12 月 21 日 (予定)
- 定款変更の効力発生日
- ①第 1 条 (商号) 平成 30 年 12 月 25 日 (予定)
- ②第 40 条 (監査役の責任免除) 平成 30 年 12 月 21 日 (予定)

以上